



日薬業発第303号
令和4年11月10日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

新型コロナウイルス抗原定性検査キット取扱薬局等のリスト化について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただいておりますこと重ねて御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より別添のとおり、新型コロナウイルス抗原定性検査キット（以下、検査キット）取扱薬局等の情報のとりまとめ（リスト化）の依頼がありました。

今冬において季節性インフルエンザとの同時流行の懸念、また新型コロナウイルス感染症の第8波の到来も示唆されており、検査キットを必要とする国民が容易に入手できるよう、厚生労働省において取扱い薬局・店舗の情報をとりまとめて公表すべく、本会並びに日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会に協力依頼があったものです。

検査キットの販売体制の強化については、同時流行に備えた厚生労働省の「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」において、岸田内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣より直接の要請があったもので、本会としても、国の要請に応えるとともに、国民が必要な医薬品を入手できる体制の整備とその見える化は非常に重要と考えております。

つきましては、業務ご多忙の中誠に恐れ入りますが、貴会会員内の検査キット取扱薬局等の情報のとりまとめ（リスト化）について、下記のとおりご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、今般のリスト化とあわせて、検査キットとOTCの解熱鎮痛薬をあらかじめ自宅に備えておくことの地域住民への呼びかけと販売・相談対応の強化、及び検査キットを販売していることの地域住民への周知（薬局店頭における掲示等）につきましても、会員への周知・徹底をいただけますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス抗原定性検査キット取扱薬局等のリスト化について

1. リストの作成・送付方法

- ・厚生労働省事務連絡の別紙様式に、例を参考に記載し、「6.」に記載の担当者宛、電子メールでご送付ください。

2. リスト作成上のお願い

- ・「入力用」のシート 1 枚に全てのデータを入力してください。地域ごとにシートやファイルを分けないようにお願いします。
- ・シート名は変更しないでください。
- ・ファイル名は都道府県薬剤師会名としてください（例：AA 県薬剤師会.xlsx）。

3. 期日：11月24日（木）正午まで（必着）

4. 作業上の留意点

- ・日本保険薬局協会及び日本チェーンドラッグストア協会の加盟企業傘下の薬局・店舗は、各団体においてリスト化作業がなされますが、貴会会員のリストと他団体のリストに重複して情報が掲載されることは問題ありません。日薬・厚労省でとりまとめる際に重複データの削除をいたします。
- ・店舗販売業を掲載する場合は、保険薬局コードの欄は空欄としてください。

5. その他

- ・本件については、以下事務連絡でもあらかじめの情報提供をしておりますので、併せてご確認ください。
 - ・20221109 事務_新型コロナウイルス抗原定性検査キット販売薬局等のリスト化について（協力お願い・予告）
- ・検査キットの販売体制の強化、地域住民への周知・広報につきましては、以下の都道府県薬剤師会宛通知も併せてご確認ください。
 - ・20221021 業 277_季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について
 - ・20221102 業 295_新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたリーフレットについて（活用と周知のお願い）

6. 本件の担当者・リスト送付先

- ・日本薬剤師会 業務部 医薬・保険課（小松）
TEL 03-3353-1194（直通）／e-mail iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp

以上

事務連絡
令和4年11月9日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）
取扱い薬局・店舗の情報提供について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は一定程度で推移しているところですが、第8波到来も示唆されており、その際には新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）の需要も拡大することが想定されます。一方、第7波の際には、どこで販売しているかわからないという声も多く聞かれました。

このため、第8波の際に、必要とする国民が容易に新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）を入手できるよう、当該キットを取り扱う薬局・店舗の情報をとりまとめ、国民にわかりやすく案内することといたします。

つきましては、貴会並びに貴会会員に対し、下記のとおり新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）の取扱薬局・店舗の情報の提供についてご協力をお願いいたします。

記

第1 取扱薬局・店舗の情報のとりまとめについて

- (1) 新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）の取扱薬局・店舗の情報については、別紙様式に、例を参考に記載し、提供してください。

提供に当たっては、日本薬剤師会にとりまとめの事務をお願いいたします。提出先や提出期限等の詳細については、日本薬剤師会から案内をお願いいたします。

- (2) 厚生労働省のHPにおいて、ご提供いただいた取扱薬局・店舗の情報の

一覧をリスト及びマップ上に掲示したものを掲載します。

この一覧に掲載されていることをもって、当該薬局・店舗に常に新型コロナウイルス抗原検査キットの在庫が確保されていることを求めるものではありません。HPにおいては、掲載薬局・店舗に必ず検査キットがあることを保証するものではないこと、在庫状況は常に変動するため購入の際には電話等で確認することを推奨すること、及び年末年始は営業時間が異なる場合があるため電話等で確認することを推奨する旨を記載します。積極的な情報提供をお願いいたします。

第2 抗原検査キットの販売に関する情報提供について

- (1) 薬局・店舗販売業においては、第8波に備え、積極的に抗原検査キットを取り扱っていただくとともに、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について」（令和3年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医薬・生活衛生局総務課及び同局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）においてお示ししたとおり、入手を希望する者が当該薬局・店舗で医療用抗原検査キットを取り扱っていることをより認識しやすくするような対応をお願いします。

